

**パブリックコメントにおける主な意見の概要とこれらに対する
経済産業省・環境省の考え方**

「容器包装リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書（案）」に関する意見募集を、平成 28 年 4 月 4 日から平成 28 年 5 月 6 日まで実施した結果、206 者（個人 51 者、企業・団体 155 社）から、合計 1,048 件の御意見を頂きました。

主な意見の概要と意見に対する経済産業省・環境省の考え方は、以下のとおりです。

第 1 章 容器包装リサイクル制度の現状と成果 及び 第 2 章 容器包装リサイクル制度の評価と課題及び検討の基本的視点

主な意見の概要	意見に対する考え方
<ul style="list-style-type: none"> ・海ごみ・散乱ごみ問題については、幅広いリサイクルの推進による削減効果の市民への啓発や、自治体における埋立処分場の管理の徹底の重要性を明記すべき。 ・海洋漂着ごみについては、社会問題化していることは承知しているが、容器包装リサイクル制度の在り方とは関連がなく、本報告書で取り上げる課題ではない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・近年、社会問題化している海洋漂着ごみについては、マイクロプラスチックの問題など環境や生態系への影響が懸念されており、海ごみ対策や散乱ごみ対策といった観点からも、容器包装廃棄物の海ごみに占める位置づけや制度の役割を踏まえた上で、分別意識の向上や廃棄物の発生抑制、廃棄物の適正な処分の確保を行うことが重要であると考えています。
<ul style="list-style-type: none"> ・今後、容器包装リサイクル制度から離脱する自治体が増え、プラスチックが焼却されることになれば、CO2 増加が懸念され、パリ協定の趣旨に反することになるのではないかと 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・参考資料の中で示しているとおり、各再商品化手法における CO2 削減効果の LCA 結果で単純焼却、ごみ発電に対するリサイクルの優位性が既に報告されています。また、分別収集参加市町村の拡大や、より効率的な分別排出、分別収集等により、更なる温室効果ガスの削減効果の積み増しのポテンシャルが期待されます。

第3章 容器包装リサイクル制度の見直しに係る具体的な施策

1. リデュースの推進

主な意見の概要	意見に対する考え方
<ul style="list-style-type: none"> ・ 容器包装の環境配慮設計は、包装本来の機能（中身製品の保護等）を維持し3Rに取り組むためのもので、重量基準で算定する現状の再商品化委託料は関連づけられない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 容器包装が果たすべき機能・役割を保持しながら更なるリデュースを進めるためには、消費者との対話による相互理解の促進等、関係主体が連携して一体的に取り組むべきであると考えています。なお、拡大生産者責任の推進の観点から、環境配慮設計の推進と再商品化委託料の設定との関係について検討すべきであるとの意見も見られました。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者が環境配慮設計を推進し、消費者の購買意欲につなげるために、消費者と事業者の情報共有と相互理解が重要。 ・ 現行の自主行動計画でリデュース目標を設定し、粛々と進め成果も上がっている。容器包装のリデュースは科学的・技術的な観点から取り組まれており、関係主体の一体的な連携で促進されることはなく、このような取組は実効が期待できない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 容器包装のリデュースは、事業者の自主的取組により一定程度進展しています。引き続き、容器包装が果たすべき機能・役割（食品の腐敗防止等）を保持しつつ、自主行動計画に基づいて取組を進めることが効果的です。他方、個別の物品や事業者によっては対策が不十分なものもあることから、内容物の特性が個々の商品ごとに異なることを踏まえつつ、内容物に類似性がある事業者間における優良事例の共有・展開や個々の事業者ごとの環境配慮設計のレビュー、環境配慮設計等に積極的に取り組む事業者に対する評価・情報発信を進めるべきであると考えています。
<ul style="list-style-type: none"> ・ レジ袋削減については、強制的な有料化だけでなく、国による業種ごとの削減目標設定、国と業界団体の自主協定など、他の手法についても明記し、検討を継続すべき。 ・ レジ袋使用規制に関する地域での自主的取組は行き詰まっているた 	<ul style="list-style-type: none"> ・ レジ袋削減を含めた小売り段階で付される容器包装のリデュースについては、スーパーマーケット業界等の自主的取組、事業者・市民団体・地方公共団体による協議会の自主的な構築や協定の締結等により一定程度進展しています。更なるリデュースを進めるため、レ

<p>め、国がレジ袋有料化を法律で定めるべき。 等</p>	<p>ジ袋無料配布の禁止等の強制的措置の導入が可能ではないかとの意見がある一方で強制的措置によらず自主的取組により進めることが可能との意見も見られました。以上を踏まえ、消費者の理解に基づきつつ、それぞれの業態や地域の特性を踏まえながら、更なる自主的取組の促進を図ることが有効であると考えています。</p>
-----------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

第3章 容器包装リサイクル制度の見直しに係る具体的な施策

2. リユースの推進

主な意見の概要	意見に対する考え方
<ul style="list-style-type: none"> ・リデュース・リユース・リサイクルが環境負荷の低い順であるのに、日本はリサイクルばかりが普及していて、リデュース・リユースの認知度がまだまだ低い。リデュース・リユースの2Rの訴求について国をあげて行っていくべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・2Rの取組促進の重要性を認識しており、リデュース・リユースの促進、消費者との対話や普及啓発活動を促進するため、自治体、特定事業者、小売事業者、消費者等を構成員とする協議会（コンソーシアム）等による関係者が連携した地域における自主的な取組を促進していくこととしています。容器包装廃棄物排出抑制推進員（3R推進マイスター）が有する識見を活用し、地域の人々を巻き込みながら、地域における3Rの取組を拡大していくことが重要と考えており、頂いた御意見は今後の検討の参考とさせていただきます。
<ul style="list-style-type: none"> ・リユースびんの回収・選別・再使用の効率を高めるために、びんの規格統一や回収インフラの整備は重要な事項です。リユースびんを社会に普及させていくために、国が優先課題として取組、事業者の規格統一や回収インフラの整備の取組を促すべきです。 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・リユースびんの利用を促進するために、製造、流通、消費、回収、洗びんの各段階における利便性を高めるための工夫（リユースびん規格の統一化、回収インフラの整備等）の促進についての検討を行うこととしており、頂いた御意見は今後の検討の参考とさせていただきます。

第3章 容器包装リサイクル制度の見直しに係る具体的な施策

3. 分別収集・選別保管

主な意見の概要	意見に対する考え方
<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会全体のコストを合理化するため、市町村が回収後に行う分別と再商品化事業者が引取り後に行う分別を一体化する実証研究を検討・実施することが必要。 ・ 市町村の選別とリサイクル事業者が行う選別は目的が異なるものであり、これらの一体化は却って社会全体のコストの低減に逆行することもあり得るため、慎重な検討が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村や特定事業者の負担を低減し、社会全体のコストを合理化する方策として、目的や実施主体が異なる市町村とリサイクル事業者の行う選別を一体化することによる社会全体のコストの低減効果や制度的課題を把握するための実証研究を検討・実施を行うこととしており、頂いた御意見は今後の検討の参考とさせていただきます。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 現在の役割分担を見直す必要はない。トータル社会コストの削減や再商品化される原材料の高度化、資源価値向上を図るために、自治体費用の透明化と成功事例の共有を図るべき。 ・ 容り法に一部盛り込まれた拡大生産者責任は極めて脆弱なため、商品を製造・販売した事業者の責任を明確にし、拡大生産者責任を強化すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自治体費用の透明化を図りつつ、今後の我が国の容器包装リサイクル制度にふさわしい役割分担の考え方や自治体の負担感軽減策について、十分に議論を重ねていくべきであると考えています。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村への合理化拠出金制度は、事業者と市町村の努力を公平に評価している点を含め、社会的コスト低減のために有効に機能しており、現行制度を維持するべき。 ・ 合理化拠出金の配分原資を現行の低減額から固定した一定率に改め、市町村の合理化活動支援資金として特定事業者が上乘せ負担する制度とすべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 合理化拠出金制度は、市町村の分別収集・選別保管業務の質の向上の取組に対するインセンティブとしての意義を果たしており、ベール品質の向上やそれに伴う社会全体のコスト削減の効果を継続させる観点から、今後も維持すべきであると考えています。そのため、再商品化事業者の生産性の向上や、再生材の市場拡大、入札制度の見直しを通じた一般枠の競争促進、合理化拠出金の配分方法の工夫等を図ることを通じて、合理化拠出金を再活性化させ、引き続き市

	<p>町村に対するペール品質の維持向上及び合理化の取組や特定事業者の取組へのインセンティブにつながるようにすることが重要であると考えており、頂いた御意見は今後の検討の参考にさせていただきます。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・店頭回収を行う事業者の取組促進策は、小売店が店頭回収したペットボトル資源を国内リサイクルに回す場合、回収量に応じて経済的インセンティブを提供する等の実効力のある経済的インセンティブの提供が望ましい。 ・店頭回収される廃ペットボトルは、廃棄物処理法上産業廃棄物と認定され、再生利用指定制度の活動などが進められていることから、「法的位置づけ」の検討という文言は削除すべき。 <p>等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・店頭回収は、これまでの実績から、一定の品質を確保した容器包装の収集量の拡大に効果的な収集ルートとして評価に値するものであり、自治体回収の収集量の拡大と並行して、店頭回収を活用した収集ルートの多様化を促進することが重要であると考えています。

第3章 容器包装リサイクル制度の見直しに係る具体的な施策

4. 分別排出

主な意見の概要	意見に対する考え方
<ul style="list-style-type: none"> ・国民の理解と行動が不可欠であり、消費者がともに取組を進めることが重要。さらなる3R意識の向上や分別排出の促進のため、わかりやすい識別表示の改善や分別排出ルールの改善等、消費者への具体的かつ積極的な情報提供が必要。 ・識別表示については、却って市民の混乱を招き、負担を増やすことになりかねないので、安易に見直しを行うべきではない。 <p>等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者への具体的かつ積極的な情報提供が必要であると考えており、分別排出に関する市民への啓発については、特定事業者、小売事業者、再商品化事業者、市町村が連携して情報発信することが効果的であることから、地域協議会等を設置するなどして、地域の特性に応じた効果的な普及啓発の方策についての検討等を行うこととしています。また、頂いた御意見は今後の検討の参考とさせていただきます、識別表示についての検討を引き続き行います。

第3章 容器包装リサイクル制度の見直しに係る具体的な施策

5. 再商品化

主な意見の概要	意見に対する考え方
<ul style="list-style-type: none"> ・ 材料リサイクル優先 50%を維持すべき。 ・ コストと製品品質を考慮すると材料リサイクルを優先する合理的な理由はなく、50%優先を早期に撤廃し、他の再商品化手法と同列に扱うべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ プラスチック製容器包装の再商品化の在り方については、分別収集実施市町村の拡大方策の検討、入札制度の見直しの検討（総合的評価制度、一般枠の入札参加者の拡大方策の検討等を通じた競争促進）、再生樹脂の規格化・標準化の検討を行うべきであり、これらの制度の見直しを行うことと併せて、多様な再商品化手法のポテンシャルを最大限活かした循環型社会に向けた取組を社会全体として行っていく中で、当面、多様な手法のバランスを保てるよう、材料リサイクル優先 50%を維持するという一方で、それぞれのリサイクル手法の中で、優良な事業者がポテンシャルを伸ばせる仕組みとすべきであると考えています。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 規制改革実施計画に記載された観点から実績データに基づき早急に見直しに関する検討を開始する旨を明記すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ プラスチック製容器包装の再商品化及び入札制度の在り方については、規制改革実施計画にも掲げられており、合同会合では規制改革実施計画に記載された観点も含め審議が行われました。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 入札制度の見直しについては、早急に環境省・経産省連携による審議会のサブグループを立ち上げて、審議を行うべき。 ・ 平成 29 年度入札に反映できるよう早急に見直すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入札制度の基本的方向性については、例えば審議会のサブグループなど経済産業省及び環境省が連携した検討の場で早急に具体化し、その運用については、指定法人において検討、公表されるべきであると考えています。

<ul style="list-style-type: none"> ・総合的評価制度について、再生材の質の向上に寄与する項目への配点を重くするという主旨には賛同。 ・質の高いリサイクルの評価アップに偏ることなく、資源効率化やコスト低減も広く視野に入れた検討を行うべき。 ・机上の理論ではなく、実際に再商品化製品を利用している事業者からの視点での評価項目に改善するべき。また、検査に当たっては、公平性が担保できる評価基準・手法とすべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・総合的評価制度について、再生材の質の向上に寄与する項目への配点を重くすることや、再生材の質の向上に直接関わらない項目の廃止等の評価項目の絞り込み等、評価項目の重点化を早急に行うとともに、品質管理手法の評価については、第三者認証を活用する等の深化を図る方向で見直すべきであると考えています。
<ul style="list-style-type: none"> ・競争倍率を引き上げ、優良な事業者の稼働率を高めるよう、また、より透明性の高い、競争原理の働く入札制度となるよう、入札競争上の措置を早急に講じるべき。 ・現在の再商品化事業の制度では、優良な事業者が事業の先行きを見通して、安定して投資を継続できるような理想から程遠く、優先 A 枠の競争倍率を無くさなければ、実現は不可能。 ・入札制度については、ケミカルリサイクルとマテリアルリサイクルが同じ競争倍率となるようなシステムを導入すべき。 ・材料リサイクル事業者を一般枠で入札させることは再商品化製品の質の低下を招くため、導入には反対。 	<ul style="list-style-type: none"> ・再商品化事業者が、市況変動にも対応した健全な競争環境の下で、製品や製造の研究開発等の促進を通じ、素材産業化を目指す製造事業者として成長できる環境を整備すべきであり、このため、一定の競争倍率を設定している現行の入札制度（設備能力に対して決められる落札可能量を制限や、材料リサイクル優先 A 枠に一定の競争倍率を設定等）よりも、優良な事業者がよりポテンシャルを伸ばせるような優れた入札制度を目指した検討を早急に行うべきであると考えており、頂いた御意見を今後の検討の参考とさせていただきます。 ・また、希望する材料リサイクル事業者が、優先枠を放棄し、一般枠での入札を選択できる仕組みを早急に導入すべきであると考えています。
<ul style="list-style-type: none"> ・現行の収率基準の維持と再生材の品質向上は両立しない。品質の向上すなわち、市場価値の向上、需要の拡大を優先すべき。 ・収率基準については、収率が高い事業者は、資源の効率性が高いため、総合的評価について高く評価されるべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・収率基準については、分別排出、分別収集・選別保管に協力する消費者や市町村の理解を得やすいよう、現在の収率を原則維持した上で、再商品化製品の新規需要の開拓に向けた、優良な事業者による高品質な再商品化製品の生産につながる先駆的・試行的なものは品

	<p>質を維持することと併せて認めることとされています。また、材料リサイクル全体の環境負荷低減に向けて、再商品化の過程で発生する残渣は、再生利用をできる限り推奨すべきであり、例えば、単一素材化の取組とともに再生利用率を向上させる取組については、総合的評価制度において評価すべきであると考えており、頂いた御意見を今後の検討の参考とさせていただきます。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・再生樹脂に係る規格の策定、標準化は素材産業化、需要拡大にとって有効な措置であり、早急な取組が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ・再生材の品質の水準について規格化・標準化により再生材の市場を創出するとともに、一定の水準の再生材を継続的に生産することを確保するため、品質管理規格の第三者認証の活用を促進することが有効であると考えています。
<ul style="list-style-type: none"> ・固形燃料化は材料リサイクルやケミカルリサイクルに劣る手法であり、同列で評価するに値しない。 ・「固形燃料化」は緊急避難的な取り扱いではなくて、プラ容器包装の合理的な再商品化手法の一つとして位置付けるべき。 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・固形燃料化については、現時点でケミカルリサイクル手法と同様の化学的挙動を有するとの科学的根拠が得られていないことや、市町村がコストをかけて収集したものを燃料として利用することは、市町村における説明がつかないとの意見が出されていることを踏まえ、引き続き緊急避難的な扱いを継続すべきであると考えています。

第3章 容器包装リサイクル制度の見直しに係る具体的な施策

6. その他

主な意見の概要	意見に対する考え方
<ul style="list-style-type: none"> 指定法人の業務は容リ法第 22 条に「特定事業者の委託を受けて分別基準適合物の再商品化をするもの」と規定されており、再商品化業務の合理化・効率化が社会的コストの低減につながることから、指定法人は再商品化業務を効率的・合理的に、かつ透明性の高い運営を行うべき。 	<ul style="list-style-type: none"> 指定法人は、特定事業者から再商品化業務を委託された立場として合理的な再商品化業務が実施されるように制度運用の効率化に努めることが求められていることから、再商品化業務における課題については指定法人において合理的な制度運用を効率に行う観点から検討することが重要であると考えています。
<ul style="list-style-type: none"> 市町村自らが分別収集したペットボトルの指定法人への円滑な引渡を履行すべきこと、及び独自処理を行った市町村は、再商品化先の情報公開を実施すべき事を明記すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> 独自処理を行っている市町村に対する聞き取り調査を行うとともに市町村により独自処理されたペットボトルの海外流出後の不適正処理の有無などの実態把握調査を行うとともに、使用済ペットボトルの処理先について、住民へ情報を提供していない市町村や引渡事業者と契約時に引渡要件を定めていない市町村等の情報の公表を一層推進することが有効であると考えています。
<ul style="list-style-type: none"> 使用済ペットボトルの再商品化に関して、指定に法人に、ペットボトル事業委員やステークホルダーを含め様々な関係者の参画する「専門検討会」を立ち上げ、具体的な改善策を幅広くオープンに検討すべき。 等 	<ul style="list-style-type: none"> 近年有償で取引されている廃ペットボトルについては、指定法人が行う再商品化の管理業務について素材産業としてリサイクルを推進するために相応しい制度の在り方について、指定法人において検討することが必要であると考えています。

その他の意見

主な意見の概要	意見に対する考え方
<p>・ 継続すべき課題については次の 5 年後の見直しにむけて継続的にフォローアップが必要。テーマごとにメンバーを厳選して、国の審議会に属する WG 等の公の場で、フォローアップができるようにすべき。十分かつ効率的な論議、深まった議論が進展することが必要。 等</p>	<p>・ 容器包装リサイクル制度の更なる発展を図るためには、消費者、市町村、事業者等による取組の進捗状況の継続的なフォローアップ等を行いつつ、継続的な課題については、適時適切な見直しを行っていくことが必要であると考えており、頂いた御意見を今後の検討の参考とさせていただきます。</p>